

十九番	大野行夫君	二十番	宮沢良一君
二十一番	高根忠君	二十二番	末次性男君
二十三番	君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

二十三番 岩田 博君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議事	古谷徳男君	臨時速記事務補佐員
局長	市川昭利君	並 川久保友子君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長	石川常太郎君	助役	篠崎俊夫君
収入役	橋本孝蔵君	教育長	町田倍二君
秘書職員課長	斉藤多市君	庶務課長	森田武君
企画財政課長	上野重勝君	環境保全課長	森田猛君
経済課長	生子国利君	福祉事務所長	八木房雄君
建設課長	木村進君	都市計画課長	内田和雄君

市民課長	田村忠雄君	税務課長	島田猛君
下水道課長	須崎進君	用地課長	黒田登君
水道事務所長	高水求君	會計課長	石川和夫君
教育委員事務課長	浅見裕康君	教育委員事務課長	古谷正夫君
教育委員事務課長	小野光朗君	選挙管理委員長事務局長	井上久男君
市民館長	野沢久人君	企画課主幹	乙津宗吉君
一 本日の議事日程は次のとおりである。			

日程第一 議案第百二号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第二 議案第百三号 福生市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告)

日程第三 議案第百四号 福生市組織条例 (審査報告)

日程第四 議案第百五号 福生市下水道条例 (審査報告)

日程第五 議案第百六号 昭和五十二年福生市一般会計補正予算 (第三号) (審査報告)

日程第六 議案第百七号 昭和五十二年福生市国民健康保険特別会計補正予算 (第二号) (審査報告)

日程第七 議案第百八号 昭和五十二年福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算 (第二号) (審査報告)

日程第八

議案第百九号

昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)
(審査報告)

日程第九

議案第百十号

昭和五十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)
(審査報告)

日程第十

議案第百十一号

昭和五十一年度福生市一般会計決算認定について
(審査報告)

日程第十一

議案第百十二号

昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について
(審査報告)

日程第十二

議案第百十三号

昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について
(審査報告)

日程第十三

議案第百十四号

昭和五十一年度福生市下水道事業会計決算認定について
(審査報告)

日程第十四

議案第百十五号

昭和五十一年度福生市受託水道事業会計決算認定について
(審査報告)

日程第十五

議案第百十六号

市道路線の変更について
(審査報告)

日程第十六

請願第二号

北方領土早期復帰実現に関する請願書
(審査報告)

日程第十七

請願第四号

高齢者事業団設立に関する請願書
(審査報告)

日程第十八

閉会中の継続審査申し出について

日程第十九

特定事件の継続調査について

午前十一時一分 開議

○副議長（小堺仁七君）　ただいまから昭和五十二年第四回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○副議長（小堺仁七君）

本日の議事運営については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長　塩野鉄之助君登壇）

○議会運営委員長（塩野鉄之助君）　御指名でございますので、本日の議事運営について去る十二月二十日に開催した議会運営委員会の結果を報告いたします。

第三日目の案件は第二日目に各委員会に審査を付託され、審査の結果、それぞれ結論づけられた委員会の審査報告及び閉会中の継続審査申し出並びに特定事件の継続調査で、お手元に御配付のとかりの日程の順序でお願いすることにし、五十一年度決算認定のうち特別会計分は前年どおり一括上程としてお願いすることになりました。

なお日程第十八開会中の継続審査申し出の中で、陳情第五号は厚生委員会において起立により賛成者多数で継続となったため、特に厚生委員長から審査経過について発言の申し出がありましたので、議運はこれを了承し、他の三件の継続審査申し出とは別として諮ることになりましたのであうかじめ御承知おき願います。また、事務局から本会議における議案審査報告に対する議長採決の方法について、従来は議案番号と議題名をあわせて結果の宣告をしていましたが、今回から、即決の場合の宣告と同じく議案番号のみをもって宣告するよう改めたいと説明があり、議運はこれを了承いたしましたのでつけ加えて報告としておきます。

なお、理事者側から全協の申し出がございましたので、委員会はこれを了承し、本会議終了後に行うことになっておりますので、あらかじめお含みおきを願います。

以上のとおりですが、本日は本年度最後の会議でございますので、議運の決定により議事が進行いたしますよう各位の御協力をお願い申し上げます。

して報告いたします。

○副議長（小界仁七君）　ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いを申し上げます。

これより日程に入ります。

○副議長（小界仁七君）　日程第一議案第百二号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付記してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長　木田治男君登壇）

○総務委員長（木田治男君）　御指名によりまして、ただいま議題となりました議案第百二号につきまして、その審査経過と結果を報告させていただきます。

なお、議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書朗読省略）　別添参照

冒頭に、理事者から内容説明を受けた後に質疑に入りしました。

質疑におきましては、各委員から活発な発言があり慎重に審査を行ったわけでありまして、その質疑の大事を申し上げますと、別表の給料表は他の二十五市の平均と比較してどのような状況にあるのか。一等給から五等級までの表は各市とも同じようなものなのか。今回の改正による高校卒、短大卒、大学卒の初任給の額及び号俸について。また、この給与アップによる五十二年度の人件費総額及び市民税に占める割合はどうか。また、職員の出用は学歴が、それとも実力か。又は年数で行っているのか。職員の勤務評定制度をとっているのか等の質疑がございまして、これに対して理事者から、給料表は平均六・一八%のアップであり、給与においては扶養手当、調整手当を含め六・三四%アップとなり二十六市中最低のアップ率であるが、二十六市中における職員給与で見るとおよそ真ん中くらいにあると思う。給料表は二十六市ともほとんど同じ表になっている。初任給は高卒が四等級の八号で八万九千六百円、短大卒が四等級十号で九万六千六百円、大学卒が四等級十二号で十万三千六百円である。今回の給与改正により、人

件費の総額は十三億円余りとなり、市税に対する割合は六二%くらいになる。また、職員の出用は人事行政の最大の隘路であり、だれでも納得できるものは試験制度ではないかと思うが、これにも欠点がありむづかしい問題である。将来的には一部事務組合をもって、二十六市共同の採用試験や管理職登用試験をするようになるかどうか、この点試験期に入っていると思う。勤務評定制度をやっている市はないが、国家公務員は勤勉手当等で行っているとの答弁があり、さらに職員登用制度について、だれでも納得する制度の一日も早い制度の確立を検討したいという発言と、勤務評定等いろいろあると思うが、公務員として見ればいかに市民に対して努力してサービスするかにあるわけで、強制することは市民サービス面から見てもいい結果をもたらすとは思えない、等の発言がありました後、採決いたしましたところ、本案については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

当委員会決定どおりに御可決あらんことをお願い申し上げ、審査報告にかえさせていただきます。

○副議長（小堺仁七君）

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います
(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

○四番(村野武男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二号については、討論を省略し委員報告とあり可決されんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) お諮りいたします。

ただいま村野武男君から本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二号は委員

会審査報告のとおり可決されました。

○副議長(小堺仁七君) 日程第二議案第百三号福生市下水道事業受益

者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波 忠君登壇)

○建設委員長(高波 忠君) 御指名がございましたので審査報告を申し上げます。

議案第百二号について委員会の審査の内容を報告申し上げます。

(議案審査報告書附読省略) 別添参照

今回の改正は、第一条の目的で、下水道事業は都市計画事業により事業を行うという目的で、下水道事業は都市計画事業により事業を行うという目的を明確にしたこと、第十四条の督促状を発した後の納付期限を延長したこと、その内容であります。今年度完了の第一期工事金額と第二期工事金額との差が生じた場合の処置、第一期工事分の一平方メートル当たり百八十二円の負担金額の将来について委員から質疑がありました。第一期工事区域百三十一ヘクタールについては、負担額は百八十二円であるか、第十二条の規定によって事業が予定額

から割り出した負担額之差が生じた場合には追加徴収、または還付するようになる。将来の百八十二円の負担金は現在のところ資材等の値上がりで、二%から三%の差が出ているが、将来、これが五%から一〇%程度の差が生じてくれば額の変更に思ふところ。この負担金制度は、都市計画法上では受益者負担として総事業費の五分の一から三分の一の受益者負担金を徴収することからなる。うになつており、国や都からの補助金との関係で、事業の推進上からも受益者から負担金をいただかなければならないこともある。

このようは説明があり、本案は原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上御可決くださいますようお願い申し上げまして報告いたします。

○副議長（小堺仁七君）

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと叫ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

以上で質疑を終わります。

○四番（村野武男君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第百三号については、討論を省略し委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（賛成と叫ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

お諮りいたします。

ただいま村野武男君から本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしと叫ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

御異議なしと認めます。よつて議案第百三号は委員

会審査報告のとおり可決されました。

○副議長（小堺仁七君）

日程第三議案第百四号福生市組織条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 森田治男君登壇)

総務委員長(森田治男君)

御指名を蒙り、

ました議案第四百四号につきまして審査経過と結果を簡単に御報告申し上げます。
なお議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書朗読省略)

別添参照

冒頭に理事者から本会議資料として配付されました組織規則案を含む

めまして詳細な説明を受けた後に、本条例案に対する質疑に入りました。

その主なものを申し上げます。部制を施行しなければならぬ理由は何か。あるいは部制を導入することにより市民に対してどのようなメリットがあるのか。また財政的な経費はどのくらいかかるのか、この質疑に対して、部制施行の理由及び部制の市民に対するメリットとしては、市政を向上させるための有力な方法として部制があり、すでに都下二十三市が施行していることからこの必要性は明らかであり、市民に対しては部制により内部調整がうまくいくこと、対外的に系統たてて補助金獲得等強力な運動ができるので、市民にとって相当なプラスになる。また、市民に批判を受けやすい窓口

の不明確さも改善されるのではないかと思います。

財政的には市長事務局は五部であ

るが、部長職としては教育委員会及び議会事務局を含め七人を予定している。職員増員も七人程度予定しており、く件員は職員一人当たり給与が年間三百五十万円であることから約二十五百万円、管理職手当を一八%として約四百万円となるが、現在、課長補佐にも支給しているもので、その分を除くと実負担増額は約二百十万円、それに庁舎内部の改造等の分として三百五十万円程度かかると思うとの答弁があり、さらに職員の条例定数はオーバーしないのか、その定数の内訳について。また、部長には給与料表の号俸がアップすると思うが、どの程度考えているのか。また、管理職手当を一八%と見積もった根拠は、この質疑に対して、理事者より、職員定数は市長部局三百十名、議会事務局九名、教育委員会九十三名、農業委員会二名、選挙管理委員会三名、監査委員三名の計四百二十名であるが、現在数は三百九十七名である。部長の号俸アップについては検討中である。管理職手当は二%まで支給できるが、課長が一五%であるので検討中ではあるが、計算上は八%で行った。との答弁がありました。

さらに、意見として、部制により二十数百万円の経費がふえることは、いまの時勢に逆行するものであり、内部調整についても現行の課の中でどうあるべきかを真剣に考え、その結果として出されてくるべきものであるし、これは努力すればできると思われるので時期尚早と思うとの意見があり、また、部制は、補助金獲得等、対外的にも必要であると思うし、市政を向上させる有力な方法でもあるので、本案に賛成であるとの意見があった後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で本案は可決すべきものと決定した次第でございます。当委員会決定ごおりに御可決くださるようお願いを申し上げまして審査報告いたします。

○副議長（小堺仁七君）

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君）

以上で質疑は終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から

発言をお願いします。二番松山清君。

（二番 松山 清君登壇）

○二番（松山清君） 議案第四百四号福生市組織条例について反対討論をいたします。

本組織条例は現在の課制を、組織の効率的な運用を図るためとの理由で部制を施行するための条例制定であります。私は、一般的に部制そのものを反対するものではありませんが、今回提案された組織条例を総務委員会において審議する中で幾つかの問題点のあることが明らかになりました。当局より部制施行の理由として出されたものは、現在、市長部局で十三課あり、調整をとるのは六、七人が限度であるから、市長、助役、課長の間に部を置けばよいとか、補助金の獲得に利点があるとか、また、他市において多くのところが部制を施行している等であります。しかし、内部の調整をとるということであれば、むしろ現在の課制において、ただか市長部局十三課において内部の調整がうまくとれないこのの方が問題であり、むしろ、市長の指導力がないことを裏づけることにはなりません。現行課